

交通死亡事故抑止対策委員会設置要綱

平成 12 年 7 月 6 日

埼例規第 51 号・交企

警 察 本 部 長

交通死亡事故抑止対策委員会設置要綱の制定について（例規通達）

この度、交通死亡事故多発時等における効果的かつ効率的な抑止対策の推進を図るため、みだしの要綱を別添のとおり制定し、平成 12 年 7 月 10 日から実施することとしたから、実効の上がるよう努められたい。

別添

交通死亡事故抑止対策委員会設置要綱

(設置)

第1条 交通死亡事故抑止対策等を効果的かつ効率的に推進するため、埼玉県警察本部交通部に、交通死亡事故抑止対策委員会(以下「対策委員会」という。)を置く。

(任務)

第2条 対策委員会は、交通死亡事故の多発前兆を捕えた先行対策、交通死亡事故多発時における抑止対策その他必要な対策の策定及び実施に関し審議、検討を行うとともに、その具体的方策の推進を図ることを任務とする。

(組織)

第3条 対策委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

2 委員長は交通部長、副委員長は交通部運転免許本部長及び同部参事官をもって充てる。

3 委員は、交通部交通総務課長、同部交通指導課長、同部交通捜査課長、同部交通規制課長、同部交通機動隊長、同部高速道路交通警察隊長、同部運転免許本部運転免許課長、同部運転免許本部運転管理課長及び同部運転免許本部運転免許試験課長をもって充てる。

(会議)

第4条 対策委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、議事を主宰する。

2 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、対策委員会への出席を求めることができる。

(対策部会)

第5条 対策委員会に、委員長から付託された事項を検討する交通死亡事故抑止対策部会(以下「対策部会」という。)を置く。

2 対策部会の構成は、交通死亡事故抑止対策部会編成表(別表)のとおりとする。

3 対策部会の会議は、部会長が必要に応じて招集し、議事を主宰する。

4 部会長は、必要があると認めるときは、部会員以外の者に対し、対策部会への出席を求めることができる。

5 部会長は、対策部会での検討状況を委員長に報告するものとする。

(庶務)

第6条 対策委員会及び対策部会の庶務は、交通部交通総務課交通安全対策推進室において処理する。

実施日

この例規通達は、平成 12 年 7 月 10 日から実施する。

実施日（平成 12 年 8 月 29 日埼例規第 57 号・務）

この例規通達は、平成 12 年 9 月 13 日から実施する。

実施日（平成 13 年 3 月 30 日埼例規第 49 号・務）

この例規通達は、平成 13 年 4 月 1 日から実施する。

実施日（平成 18 年 3 月 28 日務第 810 号）

この通達は、平成 18 年 4 月 1 日から実施する。

実施日（平成 20 年 3 月 31 日務第 922 号）

この通達は、平成 20 年 4 月 1 日から実施する。

実施日（平成 21 年 3 月 27 日務第 843 号）

この通達は、平成 21 年 4 月 1 日から実施する。

実施日（平成 22 年 3 月 30 日務第 770 号）

この通達は、平成 22 年 4 月 1 日から実施する。

実施日（平成 23 年 9 月 20 日務第 2034 号）

この通達は、平成 23 年 9 月 20 日から実施する。

実施日（平成 24 年 3 月 28 日務第 771 号）

この通達は、平成 24 年 4 月 1 日から実施する。

実施日（平成 24 年 9 月 7 日務第 2056 号）

この通達は、平成 24 年 10 月 1 日から実施する。

実施日（平成 26 年 3 月 20 日務第 741 号）

この通達は、平成 26 年 4 月 1 日から実施する。

実施日（平成 28 年 3 月 25 日務第 780 号）

この通達は、平成 28 年 4 月 1 日から実施する。

実施日（平成 30 年 3 月 28 日務第 792 号）

この通達は、平成 30 年 4 月 1 日から実施する。

実施日（平成 31 年 3 月 29 日務第 827 号）

この通達は、平成 31 年 4 月 1 日から実施する。

別表（第5条関係）

交通死亡事故抑止対策部会編成表

部会長	交通安全対策推進室長
部会員	交通総務課課長補佐（戦略・分析・支援） 交通総務課課長補佐（自転車・高齢者） 交通総務課課長補佐（対策・教育・管理） 交通指導課課長補佐（取締指導） 交通捜査課課長補佐（企画・事故捜査） 交通規制課課長補佐（規制企画・運用） 交通機動隊隊長補佐（事件処理・指導） 高速道路交通警察隊隊長補佐（指導・事件捜査） 運転免許課課長補佐（免許企画）